

# 近世村絵図の史料学(一)

—大阪商業大学商業史博物館蔵「河内国茨田郡藤田村文書」の村絵図を通して—

磯 永 和 貴  
鳴 海 邦 匡

## はじめに

我が国では、近世に各種の手描き絵図が大量に作成された。自治体史では、資料編や本編に付図としてよく絵図が掲載されており、単独の「絵図・地図編」が発刊されている場合も少なくない<sup>1)</sup>。各地の博物館では近世絵図をテーマにした展覧会が開かれることもしばしば見受けられ、刊行された図録もかなりの数にのぼる。近世絵図を所蔵する機関では、インターネットを利用して高精細画像を公開しているところもある。

このような近世絵図の一般への公開が広がっているのは、当時の景

観を視覚的に知ることができることや、絵画的技法により描かれていて、美術的な価値があることによるところが大きいように考えられる。特別な知識がなくてもある程度の内容が分かり、研究者以外の一般の人々に興味と関心を抱かせることができるからであろう。このことは、近世絵図の魅力の大きな価値といえようが、一方で近世絵図が持っている本来の史料的价值よりも、視覚資料として「見て解る」といった安易な使われ方で終わっている場合もあるように思われる。

また、歴史地理学の研究の面からみても様々な問題点が見受けられる。近世絵図を利用した研究は多くあるが、絵図そのものの研究とな

ると城下町絵図や幕府撰国絵図、伊能図、測量絵図、争論絵図などに限られ、村絵図についての研究は極めて少ないのが現状である。<sup>(2)</sup>

村絵図について活用がなされていないわけではないが、歴史学においては文書ではわからない景観を知る手段として利用されるにすぎない場合が多く、補助資料としてとり扱われているのが一般的である。歴史地理学においても、村絵図は復原の材料として扱われ、村絵図そのものの研究はなおざりになってきた面があるように思われる。<sup>(3)</sup>

このような種々の問題は、絵図そのものの研究が未だに不十分であることに求められるように考えられる。古文書の場合は、古文書学が方法論や調査方法を確立している。例えば、古文書に題名がない場合、内容を吟味して新たな題名を付すのが一般的である。さらに、書かれた内容や紙質や文字などの情報からおよその推定年代を検討するのが普通であろう。

一般に近世の絵図は、絵図名や作成年代が書き込まれていないことが多い。このような場合、前述の古文書の検討と同じく、絵図の内容を吟味して何を目的に描いたものか、いわゆる主題を検討してそれに基づいて「絵図名」を付し、絵図の描かれた内容や紙質や彩色などから年代の判明した絵図と比較検討して推定年代を類推する必要がある。しかし、絵図の主題を読み取るには、絵図に書かれている文字を解読する能力とともに、絵図に書き込まれた記号や絵画的な表現を読むという「読図」が必要となってくるのである。「読図」の技術は歴史地理学の研究者に課せられた課題とあってよい。その課題を克

服するためには、何を調査してどのように記録するかといった具体的な絵図の史料学的研究を進める必要がある。

本論は、近世村絵図の史料学を構築することを目的にし、具体的な分析方法を提示するものである。ここでは、大阪商業大学商業史博物館所蔵の「河内国茨田郡藤田村文書」(以下、藤田村文書と略)に含まれる近世村絵図を対象にする。これまで筆者らは、数々の絵図を見てきたが一つの村で元禄期からの村絵図が四三点(明治期も含む)も残存している例を知らない。しかもこれらの村絵図は、下図を多く含みその作成過程の分析が可能であるとともに、時代ごとの村をとらえる絵図の視点と作成技術がどのように変化するかを追うことも可能となり、村絵図研究の貴重な材料となるものである。

したがって、さまざまな分析の可能性を秘めているということができ、今回の「近世村絵図の史料学」<sup>(1)</sup>では、まず、絵図そのものの分析に入る前に藤田村文書と絵図の概要および調査の経緯と方法などについて述べる。ついで、下図を整理して作成過程順に並べ、記載内容、色彩、紙質、構図などの変化を明らかにする。さらに、年代の記入されている絵図を編年順に並べ、年代の記入されていない絵図とその内容を比較してその前後に挿入する。その上で、これらの成果を活かしつつ、題名を付与して絵図目録を作成するものである。また、この論述の順序は、本絵図を調査した段階にしたがっており、読者が絵図の調査を追体験できるように工夫した。いわば、本論はこれまでなおざりにされてきた近世村絵図の史料学的調査の方法を具体的にと

りあげるものである。

## 一、研究課題と藤田村の近世

### (一) 史料の梗概と研究経緯

ここでは、本論で対象とする藤田村文書とその村絵図について検討し、本研究にいたる経緯を紹介して、藤田村の近世を振りかえっておく。

藤田村文書は、すでに大阪商業大学商業史研究所(現、商業史博物館)によって『大阪商業大学商業史研究所資料目録 第二集』(平成六年、同研究所発行)に「河内国茨田郡藤田村文書目録」としてまとめられおり、池田浩司によって解題も書かれている。その解題によると、藤田村文書は大阪商業大学が平成元年に古書店より購入した約九〇〇点の文書群で、平成五年より文書目録の作成を開始し同六年に目録が完成したものである。同文書は「文書の原形やその存在理由、出所についてはまったく不明」であったために、目録は支配・租税・土地などと題名からの判断で恣意的に九種にわけられおり、時間的な問題でカッコによる注記が割愛されている。

文書の主たる内容は、租税関係の「定免」「割付」「皆済」三四六点と「人別送り」を中心とする戸口関係文書二二二点の計四六八点が、その五割を占めている。文書の年代は、寛永一〇(一六三三)年から明治四三(一九一〇)年までに及んでいる。その中でも解題も指摘す

るように「四十三点というまとまった村絵図」が特徴の一つとなっている。また、「絵図には必ず樋・井路・堤などの所在が示されており、治水とは切り離せないものである」と指摘しているが、それに関連する検地・凶荒・救恤・普請(大川筋・樋・堤・井路)などの文書があることも、絵図群の希少性を高めている。

表1は、本研究で調査対象とした目録にみられる四一点におよぶ絵図の一覧である。目録では、村絵図の項目に「村絵図」と「樋・井路・杭改」を分割しているがこれを一括した。また、作成年代のわかるものは編年順、作成年代のわからないものは文書番号順に配列しなおしたものである。

解題の指摘では、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものも含んでいると考えられる。今回は、近世村絵図を対象とし、さらに時代の幅をやや広げて明治三(一八七〇)年までの絵図の四一点を選択した。年代の記入されている絵図は一三点であり、元禄一〇(一六九七)から上述のように明治三年までである。江戸時代に限ってみると、元禄一〇年から次の絵図が宝暦六(一七五六)年の間がなく、それ以降天明元(一七八四)年から文化四(一八〇七)年の間、文化一〇(一八一三)年から天保八(一八三七)年の間の絵図がないが、一般的にみてかなり連続的に残存しているといえる。また、年代の記載のない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述の空白期間を埋める必要性が認められる。

目録には、絵図の題名が絵図名として書き記されているものが四点

表1 藤田村文書の絵図

番号	記入作成年月日	絵図名	寸法 (cm)	作成者→宛名
617	元禄10(1697)年7月24日	[村絵図]	53.0×68.3	記載なし→榎庄左衛門・池田彦衛門
626	宝暦6(1756)年	[村絵図]	42.5×54.7	記載なし→角倉与一様
612	明和8(1771)年3月	[村絵図]	57.7×57.7	河州茨田郡藤田村庄屋宇平・年寄次郎兵衛→記載なし
614	明和9(1772)年2月	[村絵図]	29.2×42.5	庄屋市兵衛・年寄惣兵衛・惣百姓市郎右衛門→記載なし
608	天明元(1781)年8月	河州茨田郡藤田村絵図井路改	40.6×56.5	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛他二名→記載なし
613	文化4(1807)年10月	[村絵図]	30.5×39.2	御料庄屋与兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし
615	文化5(1808)年	井路道産絵図	41.0×40.2	御料庄屋与兵衛・年寄彦兵衛他二名→記載なし
611	文化10(1813)年	[村絵図・榎寸法書記入]	28.0×40.5	百姓(姓)代徳兵衛・年寄善兵衛他一名→記載なし
610	天保8(1857)年	[村絵図・御勘定様御巡見二付指上候写]	27.6×40.3	記載なし→記載なし
609	文久元(1861)年8月	[村絵図]	40.3×57.8	河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他一名→永井金三郎
606	明治元(1868)年9月	[村絵図]	28.0×39.9	永井左衛門領地河州茨田郡藤田村百姓代儀兵衛・百姓代嘉兵衛他一名→大阪府南司農局御役所
605	明治元(1868)年5月	[村絵図]	28.0×39.9	永井左衛門領地河州茨田郡藤田村百姓代嘉兵衛・同非番市左衛門他一名→大阪府南司農局御役所
604	明治3(1871)年10月	[村絵図]	40.1×40.1	河州茨田郡藤田村百姓代非番嘉兵衛・百姓(姓)代市左衛門他一名→堺縣御役所
616	記載なし	[村絵図]	45.8×57.8	河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・六兵衛
618	記載なし	[村絵図]	85.0×81.4	記載なし→記載なし
619	記載なし	茨田郡八ヶ所十七ヶ所惣高四万七千石余村々絵図	109.1×106.5	記載なし→記載なし
620	記載なし	[村絵図]	20.7×33.7	記載なし→記載なし
621	記載なし	[村絵図]	29.9×42.5	記載なし→記載なし
622	記載なし	[村絵図]	27.8×40.8	庄屋與兵衛・年寄惣兵衛・百姓代徳兵衛→記載なし

番号	記入作成年月日	絵図名	寸法 (cm)	作成者→宛名
623	記載なし	[村絵図・榎所在ヶ所確認図面]	30.2×43.0	河内国茨田郡藤田村→記載なし
624	記載なし	河内国茨田郡藤田村絵図	40.5×55.7	河内国茨田郡藤田村→記載なし
625	記載なし	[村絵図]	40.8×55.7	河内国茨田郡藤田村→記載なし
627	記載なし	[村絵図]	34.2×47.8	記載なし→記載なし
628	記載なし	[村絵図]	33.7×48.3	記載なし→記載なし
629	記載なし	[村絵図]	27.9×40.8	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし
630	記載なし	[村絵図]	35.0×48.4	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし
631	記載なし	[村絵図]	28.0×43.5	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門他一名→記載なし
632	記載なし	[村絵図]	28.0×40.3	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門他一名→記載なし
633	記載なし	[村絵図]	29.0×46.1	河州茨田郡藤田村庄屋右兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし
634	記載なし	[村絵図]	54.3×84.4	記載なし→今村九右衛門
635	記載なし	[村絵図]	38.9×54.0	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他一名→記載なし
636	記載なし	[村絵図]	28.0×40.3	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門他一名→記載なし
637	記載なし	[村絵図]	27.4×40.7	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし
638	記載なし	[村絵図]	27.9×40.4	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄善兵衛他一名→記載なし
639	記載なし	[村絵図]	55.2×71.3	記載なし→記載なし
640	記載なし	[村絵図]	54.4×81.9	記載なし→記載なし
641	記載なし	[村絵図]	39.5×55.4	記載なし→記載なし
642	記載なし	[村絵図]	41.4×55.7	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他一名→記載なし
643	記載なし	[村絵図]	42.8×59.8	河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・年寄市兵衛他一名→記載なし
644	記載なし	[村絵図]	62.5×68.8	記載なし→記載なし
645	記載なし	[村絵図]	39.8×57.3	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他一名→記載なし

で、絵図の文章を記したものが二点、題名を新たに付けたものが一点であり、残りの三四点は「村絵図」としてのみ記載されている。先の解題が断っているように、時間の都合から「村絵図」の内容、要するに主題が示されていないし、同時に作成された下図を群としてとらえていない。しかし、この諸問題は、本絵図の調査時点での研究段階で把握するのは無理であり、ようやく現時点での絵図研究の進展によって補充され、検討ができるようになってきたといつてよい。

ここでこれまでの調査の経緯と調査方法について計画も含めて述べておきたい。

藤田村の研究は本論がはじまりであるが、すでに磯永は大阪商業大学商業史研究所の小田忠の紹介によって平成二年にその存在を確認していた。しかし、当時の村絵図に関する研究状況や磯永が持っている力量からして、下図を幾分か整理した程度であった。平成六年に目録が刊行された後に再度の調査を行ったが、これも整理の域をでないものとして終わった。しかし、藤田村絵図の点数と下図の多さは、研究の対象として極めて魅力のあるものとして認識し続けてきた。また、絵図研究は、ここ一〇年余りの間で大きく進展し、藤田村絵図の研究が可能な環境が整ったのである。

さて、本研究の直接的な動機は、平成一八年度に科学研究費補助金・基盤研究A「地図史料学の構築―前近代絵図データ集積・公開のために」(代表・杉本史子、課題番号一八二〇二〇二五)の研究分担者として、杉本の提唱する絵図を「もの」として捉えるという視点が

ら国絵図を中心に文理融合の調査が行われ、それに参加できたことがきっかけである。

絵図の紙質・色彩・描写方法などの目視調査の方法を、東京大学史料編纂所の模写制作者の村岡ゆかり、表装技術者の高島晶彦、目黒区美術館学芸員で色彩とその原料の専門家である降旗千賀子らに現物を実見しながら学び、議論をしてきた。

また、東京文化財研究所の早川泰弘の蛍光X線分析による彩色材料調査、同研究所の吉田直人による可視反射分光スペクトル法による染料分析などの科学的調査を経験した。これらの調査によって、これまでの筆者自身が行った調査を振り返り絵図の鑑識眼の曖昧さを痛感させられた。

しかしながら、筆者らがこれまでに数千点におよぶ絵図を調査した経験から得た鑑識眼については、それなりの自信を持っている。そこで、上記科研の研究連携者である鳴海邦匡とともに、絵図そのものの持つ情報をどのように客観的かつ体系的に調査しているかを整理し、それを説明することが必要であることを認識し、その第一歩として藤田村文書の絵図群を対象とし本論をまとめることとしたものである。

さらに、ここにまとめられた研究成果は、前記科研の継続調査平成二一・二二・二三年度(科学研究補助金・基盤研究A「地図史料学の構築」の新展開―科学的調査・復原研究・データベース)(代表・杉本史子、課題番号二二二四二〇一八)によって、前述した目視による紙・色彩などの専門家の調査、さらには科学的調査を実施し、

我々の鑑識眼を確認することとなる予定である。これによって、われわれの鑑識眼が試され、その限界と問題点が明らかになる。一方で、紙・色彩の専門家や科学調査による成果の利点や欠点も同時に明らかになるであろう。その研究報告については、次の機会となる。

また、絵図に表現された内容は、描き与すことができる情報である。そのことは絵図の情報が生み出された後も生き続けるということを意味している。つまり、新しい絵図紙に描かれていたとしても、その内容が古くから継承されたものであるということは、ごく当然の可能性として存在する。一度生みだされた絵図の表現がその後の内容を規定するということはどうだろうか、こうした点を考えるうえで、四三点の村絵図を有する藤田村文書の事例は有効な資料群といえる。本稿での基礎調査をふまえて、この点についても次回で検討することとしたい。

## (二) 近世の藤田村

ここでは、本論に入る前に藤田村の近世について主に明細帳によりながら触れておくことにしよう。<sup>5)</sup>

藤田村は、現大阪府守口市の東端に位置し、寝屋川市と門真市に接し、藤田町一丁目から六丁目にはば該当する。北西一・五キロメートルほど離れて淀川が流れ、東の村境は古川が流れている。京阪本線大和田駅に隣接していることから、住宅地が密集したベッドタウンであり、大阪国際大学・短大部が位置する学園都市でもある。また、土地

区画整備が行われており、絵図に描かれた農村景観は一変している。

さて、藤田村の近世を概観しておこう。藤田村は、年未詳(後述のように天明五(一七八五)〜七年間に作成)の「明細帳」[402] (以下、「」の数字は藤田村文書の目録番号)によれば「寛永六年巳年松平越中様御検地」とあり、寛永四(一六二七)年に山城淀藩に入封した松平定綱領であった。その後、寛永一〇年に定綱が大垣に移動したのに代わって同淀藩主となった永井尚政領となった。<sup>6)</sup>

正保四(一六四七)年の「河内一国村高控帳」(大阪府枚方市浅尾家文書)には、「藤太村」として淀藩永井尚政領となっており、村高一三一石七斗二升二合で、田地一二二石七斗八升六合、畑地八石九斗三升六合となっている。茨田郡七一村の中で村高は、下位から七番目で小規模な村であった。また、日損所五石、水損所一五石とあり、村の約一五パーセントが低湿地帯となっている。しかし、茨田郡のなかで日損・水損所のない村は五村だけで、日損・水損所がある村が六六村(九三パーセント)で、一村あたりの日損・水損所の村高に占める平均割合は六二パーセントと高く、藤田村は二番目に日損・水損所の少ない村であった。藤田村は、正保期の茨田郡内において湿地が比較的少ない村である。<sup>7)</sup>おそらくは、樋門と水路の設置によって、湿地帯の管理が行われていたとみられ、藤田村絵図の多くはこの樋門と水路の管理に係るものとみなされる。

慶安二(一六四九)年には、当村庄屋の小泉弥治右衛門が幕府の許可を得ずに大蔵樋を建設し、一家がごとく処刑される事件が起き

たとされる。また、この大蔵樋によって、藤田村の湿地帯がかなり解消されたという<sup>(8)</sup>。しかし、この事件はキリシタンに関係している可能性もあり、上述したように正保四年の「河内一國村高控帳」の段階で、藤田村がさほどの湿地帯でないことから、十分な検討が求められる。この問題については、ここでは指摘にとどめ後考を期すことにしたい。

その後、万治二(一六五八)年に淀藩主の永井尚政は淀藩領を子息に分ち譲り、四男直右(旗本七〇〇石)と五男尚春(旗本三二八〇石)の二人が、藤田村へ相給によって入封することとなった。延宝年間(一六七三〜八一年)の「河内国支配帳」によると藤田村は永井直右領が三九石余、同尚春領が一〇七石余となっている。しかし、尚春の子の直増が元禄元(一六八八)年に閉門となり、一〇七石余の領地は幕府領となった。そのうち、文政二(一八二八)年から天保三(一八三二)年までの間は、大坂城代知行地になったようである。

享保七(一七二二)年の「明細帳」<sup>「403」</sup>によると幕府領は一〇七石七斗六升六合で、直右の孫にあたる尚経領が三九石二斗五升五合で、藤田村の高は計一四七石二升一合であった。この「明細帳」は幕府領一〇七石余のみの明細を記載するが、戸数は一六軒で「高持一四軒、水呑二軒」で、人口は男三六人、女四人の計八〇人(内二人医師)となっている。幕府領の耕地の全面積は七町三反九畝二七步で、上上田四町一反四畝六步、上田二町四畝一〇步、中田五反九畝一〇步、下田一反七畝、上畑一反六畝、畑屋敷四反五畝一歩(ほかに屋

敷二反九畝一歩)とある。また、田地のうち、二町一反五畝九歩は麦作田となっており、三分の一程度の田地で麦の裏作が行われたことが確認できる。同帳には「当村八水損場二而候」とあるが、上上田が全耕地面積の約六割、上田を含めると八四パーセントを占めており、田品はかなりよい。幕府領以外の永井領の耕地の石高は二四石四斗五升九合で、面積は二町五反程度で全耕地面積の二五パーセントである。

後述するが、明治二(一八六九)年の明細帳<sup>「401」</sup>における永井領の上田面積は八八パーセントであり、藤田村全体の耕地状況は優良であったとみてよからう。これは、樋門と用水路により守られていたものと考えられる。前述の享保七年の明細帳の樋門についての記載は次の通りとなっている。

用水は淀川より 樋数用水・悪水兩用拾四ヶ所

用水入樋六ヶ所 大久保庄五ヶ村御料私領立会

悪水樋出し樋七ヶ所 右同断

用水入樋一ヶ所 大久保庄五ヶ村仁和寺村

悪水出し樋式ヶ所 立会

このように、三〇ヶ所におよぶ樋門によって用水・悪水の管理が行われていたのであった。また、藤田村は梶・東・金田・北村を含む大久保庄の樋組に属していた。さらに、低湿地帯であることから用水路から水田へと水を汲み込む水車的一种である龍骨車六台もあった。これらの樋門・用水の設置や管理には、土木や農業の技術が必要であり、かつそれを管理・計画・記録などする手段として絵図が不可欠な



ものであったと考えられる。

さて、上述したように幕府と旗本永井の相給であるとともに、他村からの出作が三三石四斗七升二合で、そのうちの九石一斗三合が大坂よりの出作であり複雑な領地構成も当村の大きな特徴の一つである。また、藤田村からの周辺諸村へ二四石四斗五升九合の出作も行われており、耕地の権利関係は極めて複雑であった。これもまた、絵図によりその把握と管理を行う必要性があったとみてよい。

これらの耕地の権利関係が複雑である背景の一つには、中世以来の伝統的な郷や庄と呼ばれる制度の残存も関係していたと考えられる。藤田村の氏神は金田村の天満宮であり、近隣の七か村が氏子である郷社であり、墓は近隣の梶村にあつて墓郷を形成していた。これらの村を越えた中世の郷・庄に由来する組織は、上述したように大久保庄の樋組として実態の生活のなかで機能し続けていたのであった。このほかに享保七年の明細帳によると藤田村内には、大將軍社、八幡社、大念仏宗極楽寺(現、浄土真宗)などがあり、郷藏も設置されており牛四疋が飼われている。また、「こやし大坂へ取二參候小船三隻」とあつて、典型的な大坂の近郊農村であつた。

また、元文五(一七四四)年の「申年御取箇之事」に、「一石九斗五升弍合 水損皆無 去申新田」とある。上述の享保七(一七二二)年の明細帳「403」には、申新田の記載がない。この間の申年といえは、享保一三年しか該当しない。享保一〇年二月「河内国茨田郡藤田村新畑検地帳」「104」には、「堤腹、下々畑三反弍畝拾六歩、村

中よつて切り開く。分米一石九斗五升弍合」とあることから、同一〇年に開発が開始され、同一三年に完成したのではなからうか。先述した元禄一〇年の村絵図「617」に申新田の記載がなく、次の宝暦六(一七五六)年村絵図「626」に申新田が見られるのもこの傍証とならう。

ついで、天明五(一七八五)から七年までの間に作成されたと考えられる年末詳「明細帳」「402」がある。これには、幕府領高は一〇七石七斗六升六合で、永井伊予守領三九石二斗五升五合と享保七年の明細帳とまったく同じで、表高が記されたとみなされる。享保七年の明細帳との変化を掲げると戸数が一八軒、人口が男五一人、女三八人の計八九人となつており、やや戸数人口ともに増加している。また、「申新田高壱石九斗五升三合 此反別三反弍畝拾六歩」の記載が見られる。また、牛が三疋飼われていることもわかる。

近世末期から近代になるといくつかの水難の記録が散見できるが、中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の被害は甚大であつた。同年の「水難二付諸年日記」「510」によると、六月には幕府領において六七人の「難淋人」が出て、多くの救済物資が大坂の商人らから届いている。同年一〇月の「当卯年田畑内見帳」「513」によると耕地は「水入皆無」の状態で、まったく収穫がない状態となり、翌五年四月の「夫食拝借小前帳」「515」では幕府領居住者七十七人のうち七十四人が「飢人数」となつており、被害の深刻さをつかがい知ることができる。このほかに、天明七、寛政六(一七九四)、文化八、同一

二、文政四（一八二二）、弘化三（一八四六）、明治元年などに水害が起きている。これらの水害の多さは、藤田村における史料の残りが良いというのではなく、近隣諸村でも水害が頻発しており、近世後期における新田開発の隆盛や森林伐採による禿山の増加による土砂流失に伴う河床の上昇などといった問題によるものとみなされる。




明治二（一八六九）年の「明細帳」は、藤田村文書「401」と野口家文書の二冊がある。藤田村文書の明細帳は永井領のもので、野口家文書の明細帳は幕府領を引継いだ堺役所支配分のものである。永井家領は家数一二軒、高持五軒、無高七軒、人口六六人、幕府領は家数一九軒、高持七軒、無高一二軒である。上述の幕府領における享保七年の明細帳のみの比較ではあるが、戸数・無高・人口の増加が目立っており、特に階層分化が進んでいることがわかる。

以上、藤田村の近世史を概略検討したが、その歴史的経過からして絵図を大略分類すると用水・悪水の管理・計画・記録についての絵図群と、相給や出作による領地の複雑な入り組みについての絵図群に分けられるものと考えられる。また、このような絵図群の存在そのものが、同村が低湿地にあつて用水・悪水に悩み対応した歴史の証拠史料であり、またその複雑な領地支配も影響していたと考えられる。これらのことから、藤田村の絵図群を考察することは、近世の低湿地帯における相給村の絵図による村の管理について知ることになるものと思われる。

## 二、年代の記入された絵図の作成過程

村絵図は、下図を作成し数度の修正を経て図が完成している。また、一度作成された絵図が、後年に書写されたりしたものもある。さらに、簡略な測量を行った帳面を作成し、その上で絵図を作成したのもみられる。そこで、それらの作成過程の判る絵図を群としてとらえたい。

まずは、作成年代が記入されている絵図を基準にして、作成過程の判る絵図について、具体的に下図からどのように絵図が書き換えられたり、訂正されたりしたかについて検討する。

年代の記入された絵図で最も古いものは、元禄一〇（一六九七）年七月二十四日「617」（）に作成されたものである。本図には、「櫻庄左衛門・池田彦右衛門差上候」とあり、作成年の下に「控」とあることから差し出された絵図の「控」と考えられる。「644」（）と「618」（）は、その下図とみられるものである。

まず、作成されたのは「644」であろう。本図には凡例や題名がないが、「高三九一石二斗五升五合 藤田村」と記していることから、永井領を中心を示す絵図であることがわかる。黒色で範囲を示し、色を抜いて地紙に藤田村の永井・幕府領とともに東・北村の領地を示し、その石高を示している。かなり摩擦していることもあるが、描写は稚拙であり道路・用水路・樋門などを簡略に描いている。朱書で「長谷川六兵衛様御下立会」「寺・八まん御年貢地」「大しやうぐん

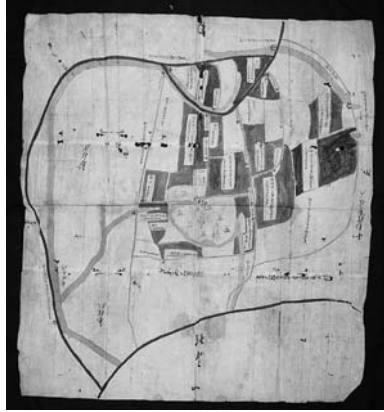


図1-1 [644]



図1-2 [618]



図1-3 [617]

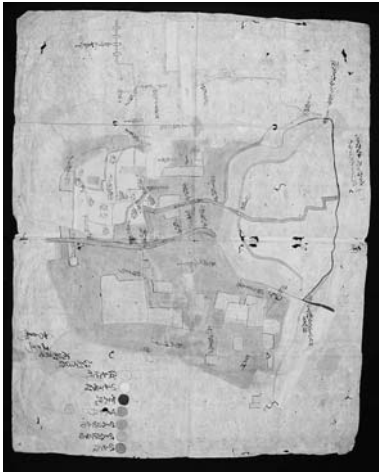


図2-1 [626]

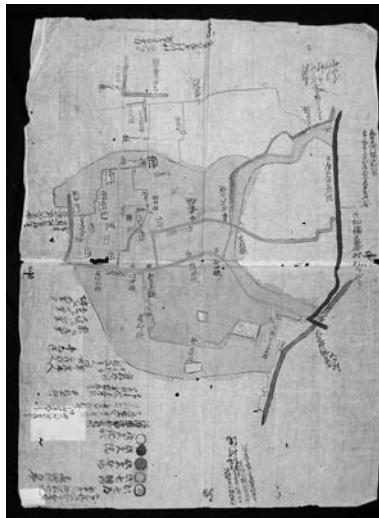


図2-2 [625]



図2-3 [616]

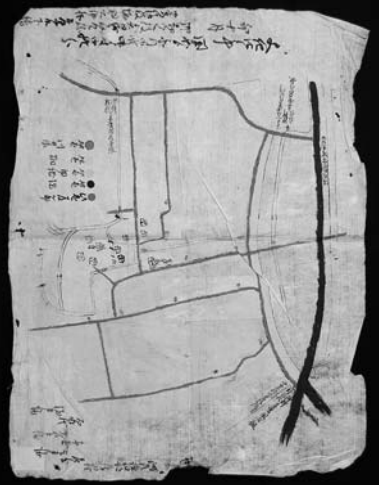


图 3-1 [613]

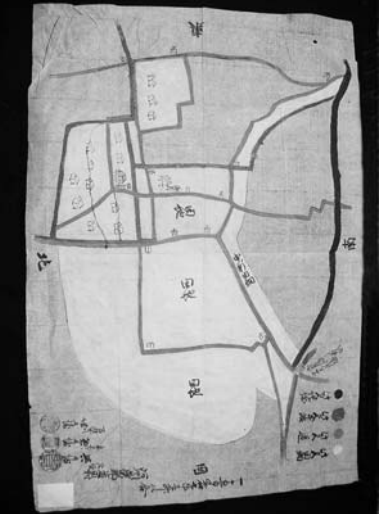


图 3-2 [629]

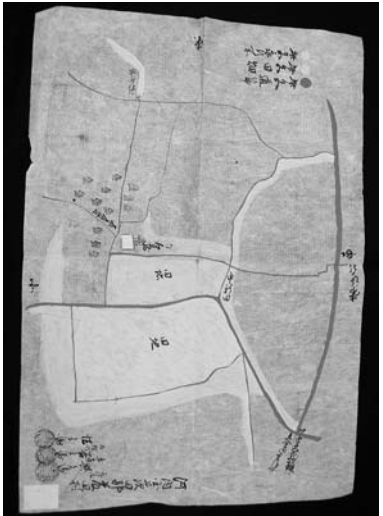


图 3-3 [638]

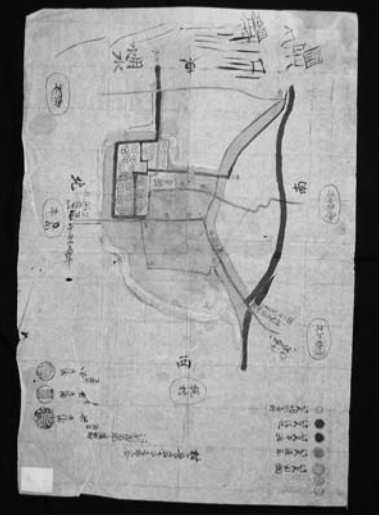


图 4-1 [637]

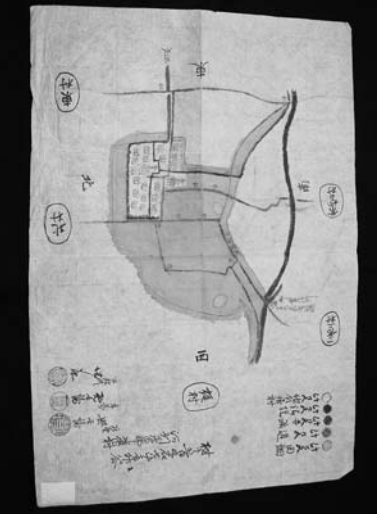


图 4-2 [622]

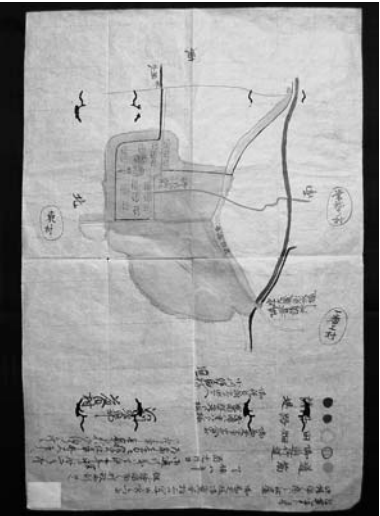


图 4-3 [610]

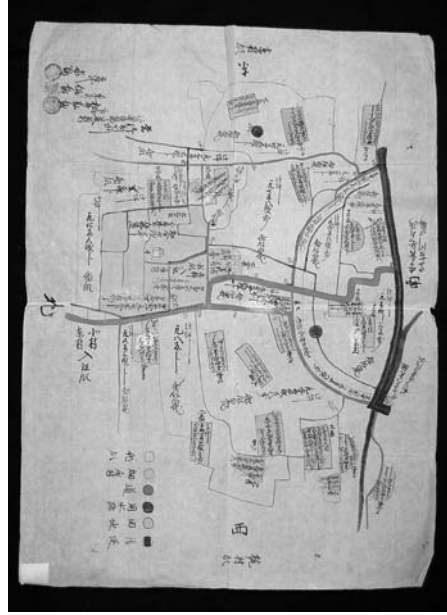


図 5-1-1 [609]

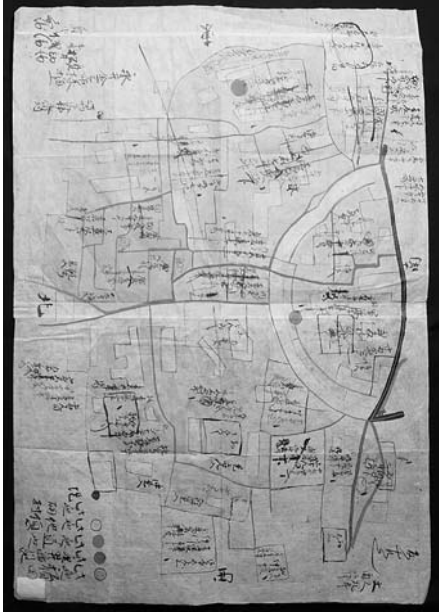


図 5-2-1 [635]

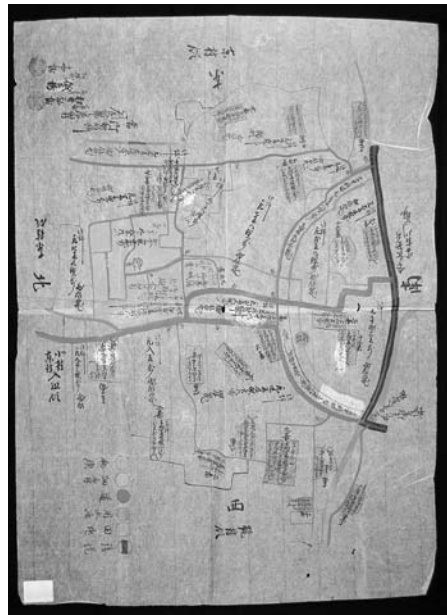


図 5-1-2 [645]

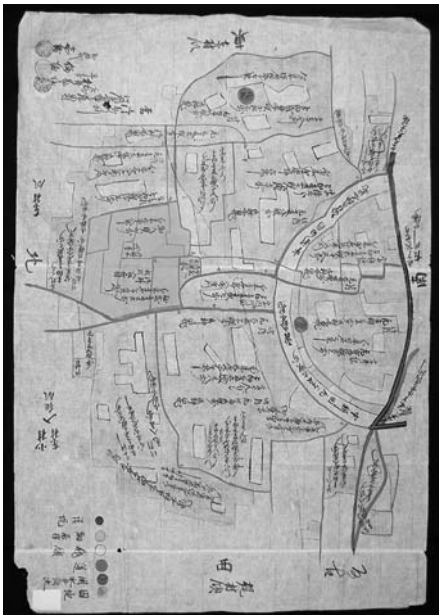


図 5-2-2 [642]

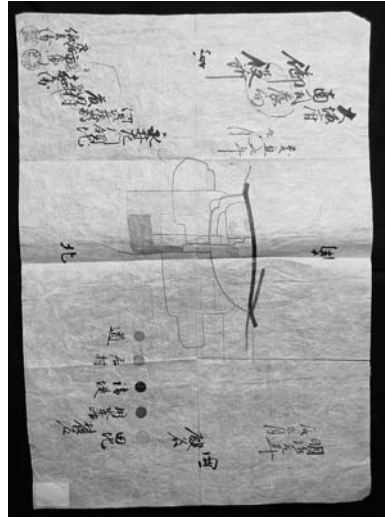


図 6-1 [605]

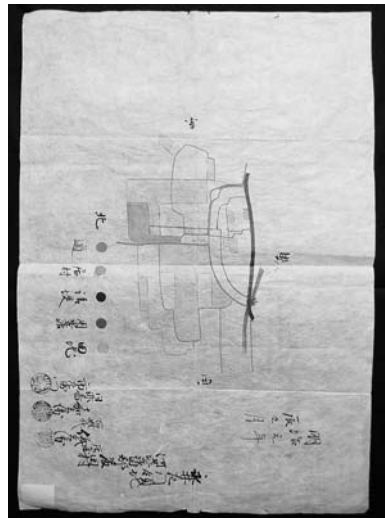


図 6-2 [606]

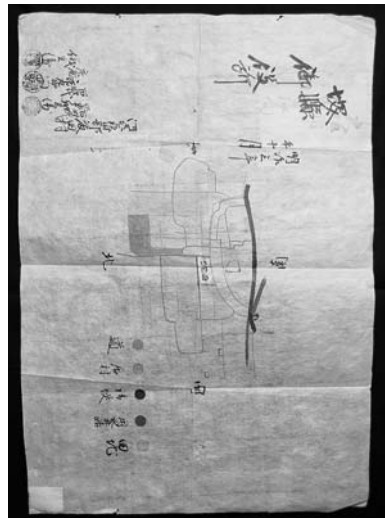


図 6-3 [604]

御年貢地」とある。寺社は朱色で描かれ、年貢地であることが記されている。このほかに「御蔵」の書き込みと描写、村の東西の距離などが記入されている。

つぎに作成された「618」は、入会地を小判形で示して石高とともに藤田・東・北村の領地を分け、かなり簡略化されている。中央の居村には、「644」に見られた朱書が墨書で書かれ、「御蔵」の横には新たに「高札場」の描写がみられる。

「617」は、領地の具体的な広がりや灰色で彩色されているが、村名・石高などは一切みることができない。道路・水路・樋門が描かれ、居村には、「大將軍年貢地」「御蔵」のみが書かれており、「618」よりさらに簡略になっている。しかし、前述したように、元禄一

〇年七月二四日の下に「控」とあり、絵図を提出した「櫻庄左衛門・池田彦右衛門差上候」とあることから、控図とみなされる。したがって、元禄一〇年に「644」↓「618」↓「617」の順で作成された絵図と考えられる。

ついで作成年が明らかな絵図に宝暦六（一七五六）年丑五月の角倉與一宛の「616」（口絵3、図2-13）がある。同図は、角倉與一様御添様差上申候」とあつて、提出された絵図の村における「控」であると思われるものである。下図と考えられるものに「626」（図2-11）と「625」（図2-2）がある。

最初に作成された「626」の凡例は七種で、赤色＝道、黄色＝上ヶ田、薄茶色＝田地水田、濃茶色＝水路、黒色＝堤、白色＝居村、紙

色＝他領とある。凡例の下には、凡例を示す丸印のみが書かれており、凡例が容易に決定されなかつたことが伺い知れる。凡例の左下には、庄屋又右衛門(押印無)と六兵衛(押印有)の記載がある。最も絵図の中で目立つ色は、黄色で示された「上ケ田」である。また、字名の記載があるが、方位の南北を墨書するが、東西は記入されていない。さらに、三か所に貼り紙による修正があり、彩色の失敗と思われる滲みや斑点の跡が無数にあつて丁寧さを欠いている。

「625」の凡例は五種で、赤色＝道、茶色＝領内、青色＝井路、紙色＝他領となつている。「上ケ田」の表現はなく、領内を示す茶色が全面に彩色され、それに主題があるように思われる。絵図の余白には、幕領分の石高、田畑面積、申新田の高と面積、竈数、人口、牛数、大坂などの主要都市への距離が記されている。凡例の左下には、永井左門の領地高が示されているが、それは凡例で示された他領にあつたとみなされる。絵図の文字情報は豊富で樋門の名称を詳細に書き込み、隣接する村の領主名や村高も記入している。また、赤色で寺社が示され、「626」の家屋一軒が移動し、家屋の表記もすべて南向きに屋根を描いて統一的になつており、絵図の余白に「竈数拾六軒」と記されている。三点の図の中で最も豊富な情報量である。ただし、庄屋の押印はない。

「616」の凡例は五種で、赤色＝道、黒色＝堤、黄色＝畑田、青色＝井路、白色＝領内入組となつている。凡例に続いて村名、幕領高と申新田高が記入されている。また、上述した角倉の宛名とともに作

成年も明記されている。図の中央を赤色の太線で和州奈良道と河州平野道が描かれ、その他の道は細く(道路名有)その区別が明瞭である。字名が記入され幕府領の面積が記され、家屋は七軒のみを記して、神社を赤色で記している。井路も太線・細線で区別しており、樋門も描かれている。図の主たる目的は、「626」の「上ケ田」のなから選択された黄色の「畑田」であることが、一見してわかるシンプルな内容となつている。庄屋の押印はみられない。

この絵図の作成過程は、「626」↓「625」↓「616」であろう。変化の特徴は、下図の情報が精査されて絵図依頼者(この場合、角倉與一)の求めに応じて内容が絞られ、さらに作成が進むにつれて文字・彩色・描写ともに丁寧に清書されていることである。

つぎに、絵図の作成過程がわかる史料ではないが、帳簿と絵図が深い関係にある天明元(一七八一)年八月四日「村中井路杭改帳」「505」と同年八月作成の「608」(図版割愛)の絵図をみておきたい。この「村中井路杭改帳」には、三か所に分け、水路に打たれた杭間の距離が逐一記されている。「608」には、「天明元年 河州茨田郡村絵図杭井路改 八月井路杭改惣村立合」とある。凡例には、薄茶色で杭を示すことになつているが、それを絵図では確認できないので下図でも初期のものであろうと考えられる。

ついで、文化四(一八〇七)年一〇月の作成年をもつ「613」(図3-1)がある。この絵図には、「関東より永引御吟味御罷分、御勘定改矢田堀嘉右衛門様・御普請改堀内平助様差上候下絵」とあつ

て、「下絵」として作成されたことが明記されている。また、同じ内容を持っている「629」(図3-2)があり、さらに、一連の絵図と考えられるものに「638」(図3-3)がある。

絵図の作成された文化四年は、「近世の藤田村」で述べたように藤田村が大水害に見舞われた年にあり、同年一〇月江戸から永引地の吟味のために来村した幕府役人に提出した絵図の下図と控図である。永引とは、永久に年貢を取らない土地のことを指している。

「613」の凡例は六種で、赤色〓道、黒色〓堤、黄色〓田地、白色〓畑、灰色〓川井路となっている。絵図の作成年や作成理由、庄屋らの名前などがあるが、「下絵」と断っており、水路の間違いを墨線で見消しにしたり、方位は北と西のみであったり、田地の黄色の彩色にむらが見られるなど簡略に作成されている。樋門、分郷郷蔵、寺の記載がみられるが、肝心な「永引」について描いていない。

「629」の絵図の凡例は四種で、黄色〓田畑、赤色〓道、緑色〓井路、黒色〓堤堀となっている。絵図の作成年や作成理由が書かれていないが、幕府領の石高と庄屋らの名前と押印がみられる。樋門が各所に描かれ、郷蔵と極楽寺の記載がみられ、丁寧な描写である。しかし、屋敷地に田畑の黄色を彩色する間違ひがあり、その箇所に見消しの墨線が引かれている。また、この絵図にも「永引」の記載がない。

「638」の凡例は三種で、赤色〓道筋、黄色〓田地、白色〓永引所となっている。村名と庄屋らの署名と押印があり、先の凡例に示された永引所の二か所も記載され清図であることがわかる。樋門は大蔵

樋と新井路の樋門の二か所のみが記載されている。また、郷蔵の文字は書き忘れたようで張り紙を貼っているが、その張り紙にも田地を示す黄色を彩色しており丁寧である。永引の個所は、新たに建設する「新井路」と郷蔵の敷地である。すでに、前述した享保七(1722)年の「明細帳」(403)には、郷蔵屋敷は永引となっているので、今回新たに永引の対象として申請しているのは「新井路」の建設によつて消滅する土地であることがわかる。

このように、文化四年一〇月の絵図は「613」→「629」→「638」の順で作成されたと考えられる。

つぎに、文化五(一八〇八)年三月「井路道麓絵図」(615)(口絵4)には、関連する帳簿史料として、水路部分のみの測量成果を書き留めた文化五年辰四月一七日の「村中井路杭改帳」(505)がある。この杭改帳において水路は丁面毎に分割して描かれており、それらを統合すると、南西の一部が欠けるものの「615」の水路部分の図があらわれる。藤田村文書のなかには、この文化五年以外にも、享保一〇(一七二五)年、寛保元(一七四一)年、天明元年、嘉永七(一八五四)年の杭改帳が残されている。そのうち、嘉永七年の杭改帳の内容は文化五年のものとはほぼ一致していることから、文化五年の杭改作業がその後を規定するものであったことが分かる。

ついで、天保九(一八三八)年の將軍徳川家慶の就任に伴い派遣された巡見使にかかわる絵図が「637」(図4-1)・「622」(図4-2)・「610」(図4-3)である。



まず作成されたのは、「637」であろう。本図の凡例は七種で、うち二種は朱書で追加されている。朱書の追加は、細朱線〓御通行道筋、太朱線〓御順(巡)見様御通行道である。また、茶色〓田畑、青色〓道筋、黒色〓井路、黒色〓請堤、白色〓他領居所となっている。この凡例の色は、「637」の絵図では守られておらず、赤色で道、青色で井路が書き込まれている。凡例の下には、幕府領の高と庄屋らの署名押印があるが、絵図の余白には大きく寺や郷蔵、墨線などの試し書きがあり、明らかに下図であることがわかる。絵図には、試し書きに似た寺と郷蔵が細かく書き込まれている。

ついで作成されたのが「622」である。凡例は五種で、茶色〓田畑、灰色〓道、黄土色〓水路、黒色〓請堤、白色〓他領居村となっている。凡例の下に「637」と同じく、幕府領高と庄屋らの署名押印があるが、絵図では赤色で道が、自領の居村も白色となっており間違がある。郷蔵と極楽寺の描写がある。

最後に作成された「610」には、次のような記載がみられ、幕府に提出された絵図の控えであることがわかる。

將軍宣下二付

此絵図之儀者江戸表 御勘定様御巡見二付差上候写二御座候

以上

但シ絵図面之折形如斯候也

天保八年

西九月日

御通行儀八天保九年閏四月二日二御座候

道筋巷間二脇付仕、事外大そう二御座候事

吉番下村御泊り御座候

御勘定方より御式人名前

武嶋八郎様

河州茨田郡

岡田理木次郎様

藤田村

御徒目附方より御一人

小川伊兵衛様

本絵図は、天保八年九月の將軍宣下と同時に作製され、江戸の勘定奉行所に提出されたものである。また、絵図の折り方は「但シ絵図面之折形如斯候也」とあって、現状からすると東西を半分に分けた上で封書に入るように細長く南北方向へ均等に二回折り畳んだようである。また、実際の巡見は、翌九年四月二日に行われる予定であること、この巡見にあたって、巡見使の通過する道路を一間に拡張したと、巡見使が吉番下村に宿泊する予定であること、巡見に訪れた役人たちの名前が記されている。天保九年一月二日には、巡見使の来村が正式に決定されたところで、その対応についての「御巡見二付被渡御請書」「270」が差し出されている。また、絵図の追記によつて実際の巡見は天保九年一月二日の巡見であったこともわかる。

「610」の凡例は五種で、赤色〓道筋、赤色二本線〓御通行道、茶色と黄色の混合〓田畑、紺色〓井路、黒色〓請堤となっている。前

述のように書き込みがあつて、江戸へ提出された清図の控であることがわかる。絵図は凡例に従つて正確に書かれ、郷藏・御高札場、極楽寺の文字と描写、申新田畑の書き込みもみられる。

文久元(一八六一)年の酉八月に作成された「609」(図5-1-1)・「645」(図5-1-2)・「635」(図5-2-1)・「642」(図5-2-2)の四点の絵図がある。「609」「645」「642」は幕領の領地配置を描いたもので、「635」「642」は旗本の永井領を描いたものであり、四点の絵図はセットで作成されたとみなされるが、二種類であることがわかる。

幕領を描いた「609」の絵図には、「反古也」の記載とともに墨で見消しの線がいくつもみられる。また、「645」の絵図にも「反古」とあるが、見消しの線は少なく、庄屋らの印判も押印されている。したがつて、「609」↓「645」の順に作成されたのである。

永井領を描いた「635」と「642」の絵図を比較すると前者に比較して後者の方が訂正が少ないので、「935」↓「642」の順で作成されたと考えられる。しかし、いずれも反古になったものであり、控図といったものではない。また、完成した絵図は「607」の可能性が考えられなくもないが、ここでは指摘するにとどめたい。

明治期のものであるが、作成過程と書写に関連する「605」(図6-1-1)・「606」(図6-1-2)・「604」(図6-1-3)の永井領を描いた一連の絵図がある。「605」は、慶応四(一八六八)年九

月に作成されたもので慶応四年九月の作成年・差出人・宛名を墨線で消し、明治元(一八六八)年九月としている。慶応四年九月六日に明治元年に改元されたので混乱を生じ、墨線で消したものと考えられる。「606」は、墨線も訂正もない絵図で明治元年九月に村に控として作られた絵図であろうが、宛名をみることはできない。「604」は、「606」を明治三年に書写して、堺県御役所に出したものである。「606」図の宛所と考えられる「大阪府南司農局」の上に別紙の張り紙を貼つて「堺県御役所」と書かれている。

以上のように作成年代が明らかで作成過程の判明する絵図群は、六種一九点、二史料である。これらの絵図と史料は、一連の作成過程をへており、群として整理してまとめることができる。

### 三、年末詳絵図の作成年代推定とその作成過程

本研究を対象とする四一点藤田村絵図のなかで、作成年代の判明する絵図は一三点で、年末詳の絵図は二八点である。このうち、前章の検討によつて、史料と対応する絵図二点、六種の絵図一九点がほぼ同時期に作成されたことがわかった。しかし、一七点の絵図については、いつ作成されたか不明である。そこで、領主名、村役人の名前、記載内容に注目し年代を確定し、その作成過程について検討する。

まずは、領主名に注目することからしよう。「624」(口絵2)には、「永井八十郎様御知行所」の書き込みが、梶・東・常弥寺村を示

した小判形の三か所と藤田村のほぼ中央の二か所の計四か所に書き込まれている。永井氏のなかで「八十郎」を名乗ったのは、尚政の四男であった直右だけである。彼は、前述したように万治元(一六五八)年二月二八日に父尚政の領地を譲られ藤田村を知行した。幼名は尚庄で、ついで尚喜、そうして「八十郎」を名乗り、さらに右衛門となり、寛文二(一六七二)年二月三日に御書院の番頭、同二八日従二位下佐渡守となつてゐる。したがつて、「624」は、「八十郎」を名乗った最後の寛文二(一六八二)年二月二八日以前の絵図となる<sup>(16)</sup>。

また、永井八十郎とともに書き記された領主名に注目したい。神田村・梶村の小判形には「御殿様御代官所」とあり、絵図中央には「御殿様御代官所 高百九石七斗吉升五合 永井八十郎様御知行所 高三十九石式斗五升五合 入組」とある。「御殿様」と書いているので幕府領ではなく、前述したように永井尚春の子の直増が元禄元(一六八八)年に閉門となる以前絵図であることもわかる。

このように永井八十郎の名前から、寛文二(一六八二)年二月二八日以前の絵図となる。また、上限は万治元年二月二八日に尚政から領地を譲られた時である。上述したように寛文二(一六八二)年に佐渡守を名乗る前に右衛門と称しており、それ以前の絵図ということになるので、彼がかなり若い頃に作成されたものとみてよい。また、「624」に描かれた景觀に注目すると、古川に沿った堤防が両端の部分しか見られず、築造の段階を示しているように考えられる。さらに本図は薄い紙に描かれており、彩色が鮮やかで図の摩耗もなく、後世に書写されたと考えら

れ、藤田村にとつて重要な絵図であつたと考えられる。こうした点を勘案すると、万治元年に領地を尚政から直右、尚春が譲られた時に作成された可能性が高いように思われる。

ついで、村役人の名前から、絵図の作成年代を推定したい。表2は、絵図に書き込まれた村役人の名前を整理したものである。本絵図の村役人いわゆる村方三役は、庄屋の役職が一番上位で、ついで年寄、さらに百姓代の身分構成からなつてゐる。したがつて、ここではこれらの身分関係を基準に絵図に作成年のないものについてのみ作成年代を推定した。

まず、「628」(図7-1)・「643」(図7-2)・「623」(図7-3)は、作成過程がわかる絵図であるが、「643」には庄屋又右衛門、年寄市兵衛の名前がある。このうち年寄の市兵衛は、明和九(一七七二)年二月に作成された「614」(図9)において庄屋に昇格してゐるので、少なくともそれ以前に作成された図である。

つぎに、「633」(図8)には、庄屋市兵衛、年寄惣兵衛、百姓代平兵衛の名前がある。明和九年二月の作成年を持つ「614」以降、百姓代は市郎右衛門となつてゐるので、少なくとも明和九年以前の絵図であろう。また、「633」には屋敷に居住者名が書きこまれてゐるが、「623」に書き込まれたそれとかなり一致する名前が見られるので、同じ時期に作成されたものと思われる。

ついで、「630」(図10)は、上述した明和九年二月作成の「614」と同じく、庄屋市兵衛、年寄惣兵衛、百姓代市郎右衛門の村役人

表2 村役人の推移と絵図の推定年代

文書番号	絵図の記入・推定年代	絵図にみられる藤田村の村役人						図番号
		幕府領の村役人作成			永井領の村役人作成			
		庄屋	年寄	百姓代	庄屋	年寄	百姓代	
626	宝暦6(1756)年頃力	又右衛門	六兵衛		宇平	次郎兵衛	嘉兵衛	図2-1
612	明和8(1771)年3月	又右衛門	市兵衛				嘉兵衛	図7-1
628	明和9年以前力	又右衛門	市兵衛				嘉兵衛	図7-2
643	明和9年以前力	又右衛門	市兵衛				嘉兵衛	図7-3
623	明和9年以前力	市兵衛	惣兵衛	平兵衛			嘉兵衛	図8
633	明和9年以前力	市兵衛	惣兵衛	市郎右衛門			嘉兵衛	図9
614	明和9(1772)年2月	市兵衛	惣兵衛	市郎右衛門			嘉兵衛	図10
630	明和9年頃力	市兵衛	惣兵衛		次郎兵衛	武兵衛	嘉兵衛	図11
608	天明元(1781)年8月	市兵衛	市郎右衛門	清兵衛			嘉兵衛	図12-1
632	天明元年以降力	市兵衛	市郎右衛門	清兵衛			嘉兵衛	図12-2
631	天明元年以降力	市兵衛	市郎右衛門	清兵衛			嘉兵衛	図12-3
636	天明元年以降力	市兵衛	市郎右衛門	清兵衛			嘉兵衛	図13
613	文化1(1807)年10月	市兵衛	善兵衛	徳兵衛			嘉兵衛	図3-1
629	文化1年力	市兵衛	善兵衛	徳兵衛			嘉兵衛	図3-2
638	文化1年力	市兵衛	善兵衛	徳兵衛			嘉兵衛	図3-3
615	文化5(1808)年	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	利兵衛	勘兵衛	嘉兵衛	図3-4
611	文化10(1813)年	市兵衛	善兵衛	徳兵衛			嘉兵衛	図4-1
637	天保8(1837)年力	市兵衛	善兵衛	徳兵衛			嘉兵衛	図4-2
622	天保8年力	市兵衛	善兵衛	徳兵衛			嘉兵衛	図5-1-1
609	文久元(1861)年8月	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図5-1-2
645	文久元年力	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図5-2-1
635	文久元年力	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図5-2-2
642	文久元年力	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図6-1
606	明治元(1868)年9月	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	儀兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図6-2
605	明治元年5月	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	儀兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図6-3
604	明治3(1871)年10月	市兵衛	善兵衛	徳兵衛	儀兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図6-3

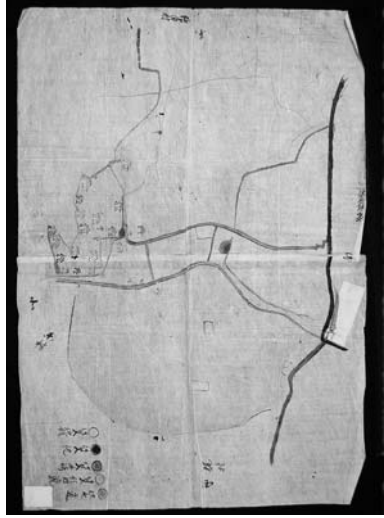


図7-1 [628]

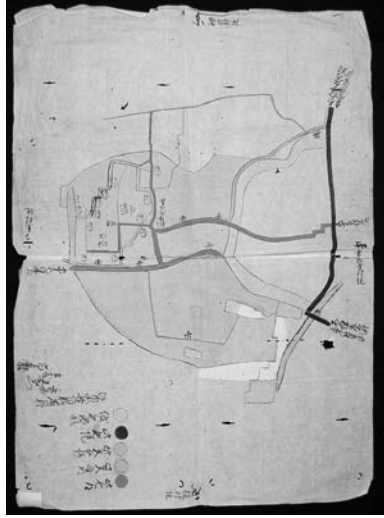


図7-2 [643]

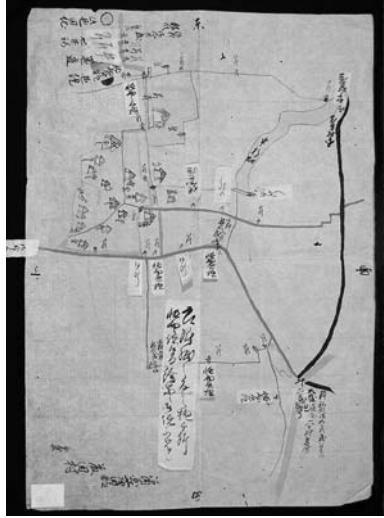


図7-3 [623]

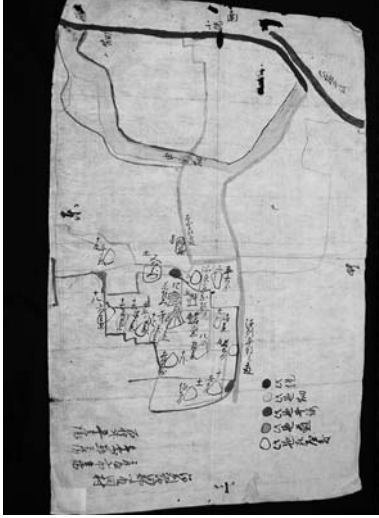


図8 [633]

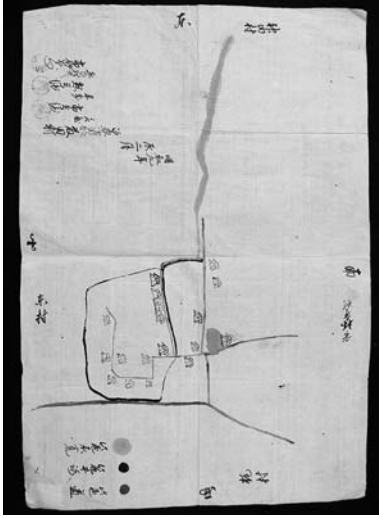


図9 [614]

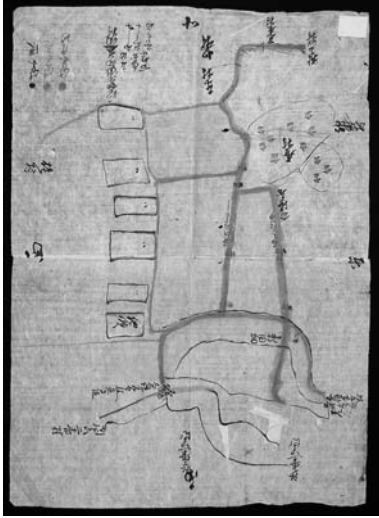


図10 [630]

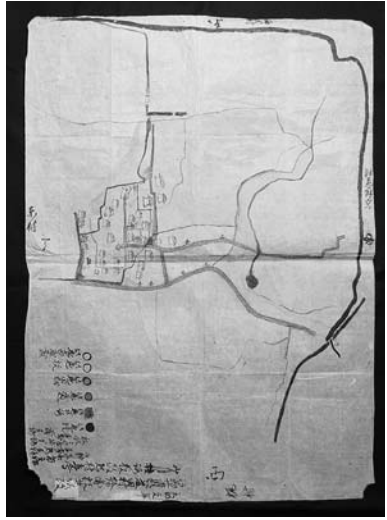


图11 [608]

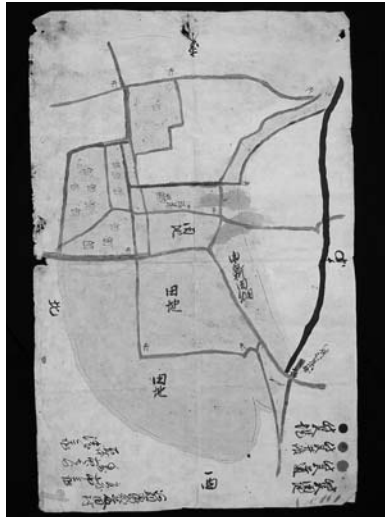


图12-1 [632]



图12-2 [631]

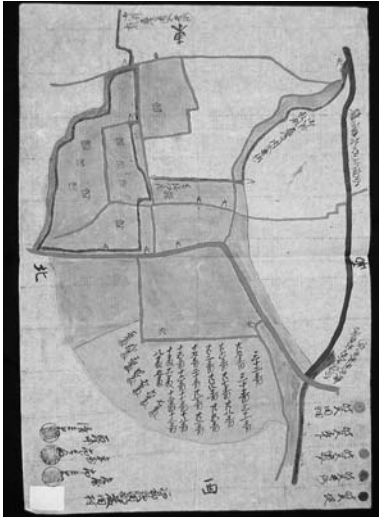


图12-3 [636]

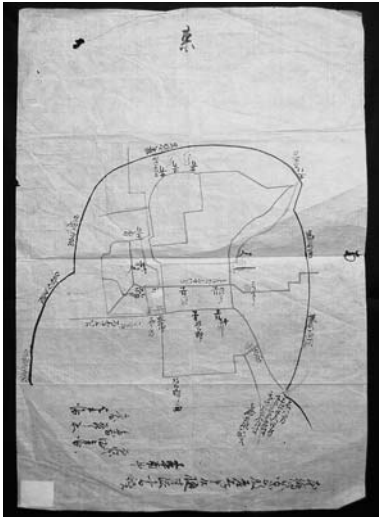


图13 [611]



图14 [612]

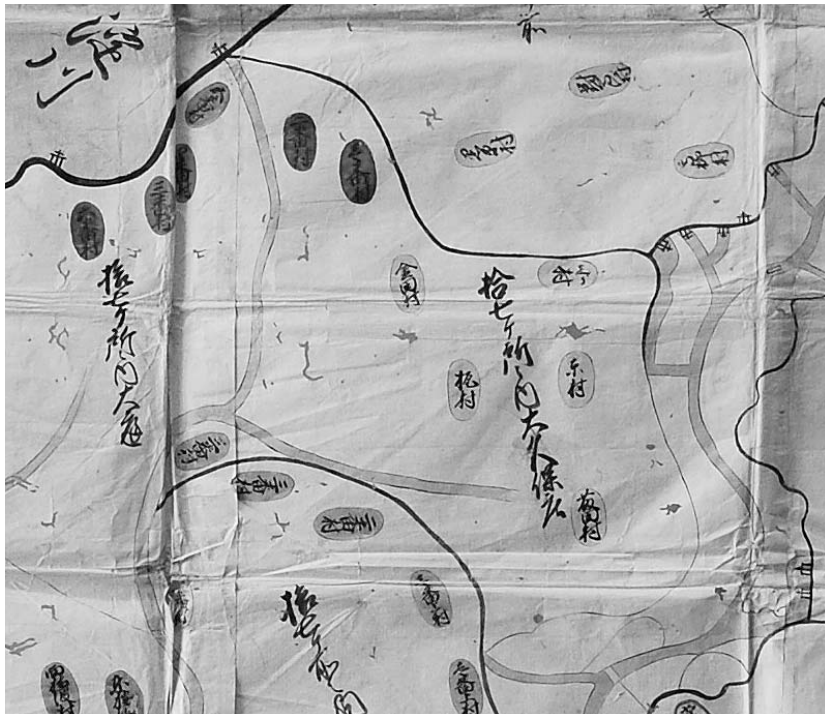
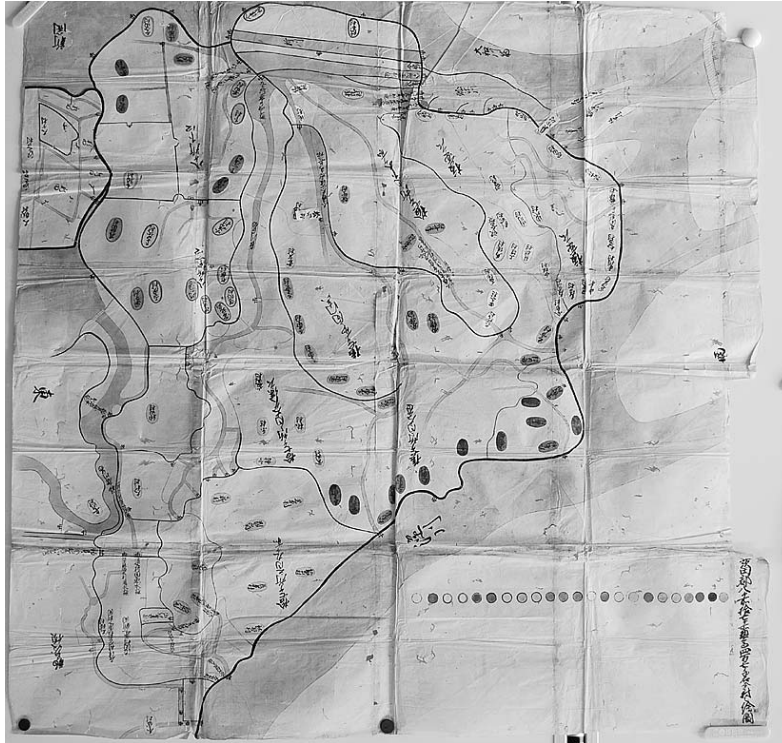


图15 [619] 上图は図全体、下图は大久保域拡大

名がみられるので、同時期に作成されたのであろう。

さらに、「632」(図12-1)・「631」(図12-2)・「636」(図12-3)は一連の作成になるもので、いずれにも庄屋市兵衛、年寄市郎右衛門、百姓代清兵衛の署名(632のみ押印無)となっている。天明元(一七八一)年八月作成の「608」(図11)までは、年寄は惣兵衛となっているが、「632」・「631」・「636」では市郎右衛門が年寄に昇格しているので、天明元年以降に作成されたとみなされる。

これ以外の絵図として、作成年代がわかりこれまで取り上げなかった「611」(図13)と「612」(図14)について触れておきたい。

「611」は、文化一〇(一八一三)年の作成年を持っており、庄屋与(與)兵衛、年寄善兵衛、百姓代徳兵衛の三人の署名がある。彼らは、これ以降「622」まで庄屋を務めて絵図を作成していることが確認できる。なお、本図には、「本絵図式枚差上ケ申候。樋寸法書記ス」とあって、村控図であり大蔵樋のみに寸法が書き込まれており、これが主題であることがわかる。

「612」は、明和八(一七七七)年三月の作成年を持つ永井領で作成された最も古い絵図である。庄屋宇平と年寄次兵衛の名前と押印がみられる。道・堤・井路・新田・家屋・樋門・地名・寺社などが書かれており、明細図に分類できるものであろう。

さて、ここで年代を推定した絵図で作成過程のわかる「628」

(図7-1)・「643」(図7-2)・「623」(図7-3)と

「632」(図12-1)・「631」(図12-2)・「636」(図12-3)の二種について検討してみよう。

まずは、「628」[「643」][「623」]について検討しよう。

「628」の凡例は五種で、茶色＝道、黄色＝領内御田地、青色＝井路、黒色＝堤、白色＝他領となっている。図の中には文字の記載がなく、領内御田地の黄色も薄く、簡略に描かれている。大蔵樋は、張り紙によって修正されている。

「643」の凡例は五種で「628」と同じであるが、色彩がまったく異なり鮮やかになっている。赤色＝道、黄色＝領内、茶色＝井路、黒色＝堤、紙色＝他領となっている。図の中央には、「奈良往還道」が赤色の太線で描かれ、図の中央に「郷御蔵」のが記入され、樋門も明確に記され、他領も判り易くなっている。

「623」の凡例は、黒色＝堤、赤色＝道、茶色＝井路、黄色＝田地となっている。彩色も整い、文字も正確になっている。この図には多くの付箋が見られるが、中央の最も大きな付箋には、「此付紙之通之樋ヶ所帳面認候間、絵図ニ可以不也」とあって、帳面に樋の位置を示すのが目的となっていることがわかる。このように「628」↓「643」↓「623」の順で作成されたと考えられる。

つぎに「632」[「631」][「636」]も下書と清図の関係にあり、順に丁寧な文字や彩色で描かれていて、書き込まれた文字・画像の情報が多くなっている。

「632」は凡例が四種で、茶＝田地、赤色＝道、青色＝井路、黒



色Ⅱ堤となつている。図は簡略に描かれ田地、郷蔵、申新田畑が書き込まれ、大蔵樋に御普請所とある。庄屋らの署名があるが押印がない。[631][636]にある言番から参式番までの「取下」が記されていない簡略図となつている。つぎに[631]と[636]の違いをみてみよう。まず、前述したように「取下」の記載がみられるが、[631]に対して[636]は、かなり情報が追加されている。水門の数は[631]で一〇か所に対して、[636]では一三か所に増加している。また、凡例の井路は[631]では「用水井路」と「御普請所」の文字のみであるが、[636]では「御料・私料立会用水井路」が二か所、「大久保庄五ヶ村悪水用水井路」の文字が書き加えられている。また、[631]の堤防に「大久保庄立会堤」の文字がみられる。ついで、家屋の図像は[631]も「636」も一〇か所描かれるが、「636」の中央に瓦ぶきで高床の家屋が描かれ「分郷郷蔵」の書き込みがみられ、その郷蔵の北の位置に小型の建物が描かれているが、これは他の絵図からみて寺とみてよい。

このほかに両図は、平野道を太くその他の道を細く描いているが、[636]の方がその区別が明瞭であり、かつ丁寧に描いている。また、凡例に茶色で示される「此色取下」の範囲が[631]と[636]では異なっている。つぎに、[632][636]の紙は薄いが[636]は分厚くなつている。[631]に対して[636]では方位の文字が大きく、署名の印判も濃くなつて見易くなつており、提出された図の控とみてよからう。以上のように[632]↓[63

1]↓[636]の順で作成されたと考えられる。

ここで視点を變えて作成過程の示す絵図ではないが、絵図の彩色や、基図の絵図とそれを利用した絵図の関係について触れ、作成年代も類推しておこう。

まず、元禄一〇年に作成されたと考えた「644」「618」「617」の絵図には、特徴的な色として緑色が使われている。この緑色を使用した絵図に「634」(口絵1)があり、同時期に作成された可能性が高い。また、「634」は大久保庄の樋組を描いた絵図であるが、(図15)「619」は茨田郡の「庄」の範囲と名前を描いており、これを基図として「634」が作成されたものと考えられる。

また、「620」(図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたものであるが、同じ緑色が彩色されており、元禄期のものである可能性が高いように思われる。

このように絵図の作成年代を推定すると、永井領は絵図の残存が少なく画期を見いだせないが、幕府領ではおよそ四期にわたつて絵図が作成されたように考えられる。第一期は元禄期、第二期は又右衛門が庄屋を務めた宝曆から明和の頃まで、第三期は市兵衛が庄屋を務めた明和から天明期、第四期は與兵衛が庄屋を務めた文化から天保期となる。

以上、下図からの作成過程と絵図の作成年代について検討してきた。

まず、作成過程として明らかになったことは、全般的にみて下図は

描き方や文字などにあまり気を使わず薄手の紙に描かれ、最終的な控図は丁寧かつ見易くなり厚手の紙に描かれている。

また、図にみられる情報を簡略していく傾向がみられることである。絵図の内容は当初詳しく、その後の作成依頼者の要望によって目的が明確化され、その主題のみを書くことになって、簡略化されることとなる。

### おわりにかえて―絵図の調査方法と目録作成―

図表を多用したので、紙数が増えた。おわりに変えて絵図の調査方法についての概略と表3によりながら、目録の作成についてまとめておきたい。

村絵図は、下図を幾枚か作成し、それをもとにして完成された図が作られていく。これらは、一連の作成過程を示しており、群としてとらえることが必要である。また、村絵図と対をなす文字史料がある場合もこれらを群としてみなくてはならない。この検討にあたっては、絵図の構図、彩色、記載内容を詳細に比較することが求められる。また、控図を後世になって書写した図も、グループとしてみる必要性が認められる。

ついで、作成年代の推定にあたっては、作成年代の記入された絵図をもとにして、領主や村役人の名前を比較する方法がある。ついで、特色ある彩色を見出してグループピングし、絵図の内容や紙質、文字の

比較などを通して作成年代を推定することとなる。これ以外に、絵図に描かれた内容を比較し、ある地物が描かれているかいないかを比較する方法もある。しかし、絵図は主題図であるから、すべての景観を描いているとは限らず、その有効性は低いと言わざるを得ない。

ついで、表3に藤田村文書所収絵図の目録を提示した。編年順に配置し、推定した作成年代については「カ」を付けている。年代推定の根拠も提示し、作成過程も表示して対をなす古文書史料の表記も行った。表題については古文書の表題表記に従って、原題がある場合はそのまま記入し、その内容が不十分な場合は（ ）で補足を行った。また、新たに表題を付けた場合は「<sup>1</sup>」で表示している。寸法については、絵図そのものの構図によって上下を決定し、縦×横とした。作成者と宛名は、前述したように絵図の作成年代の決定に役立つので、全てを記入している。

本論は、基礎的な絵図の史料学的な観点に重きを置いて、実際の調査を行った順序によりながら、整理調査から目録の作成にいたる過程を論述した。すでに、国絵図の調査方法については検討したことがあるので、それも参考にしていたらなければ、より一層の理解が深まるものと思われる。<sup>(10)</sup>

表3 藤田村文書所収絵図の目録

文書番号	作成年代	年代推定の根拠	作成過程	表題( )；補足、[ ]；新たな表題	寸法 (cm)	作成者→宛名
624	万治元(1658)年力	領主名	控図力・後世の書写図	河内国茨田郡藤田村絵図(幕領・永井八十領入組絵図)	40.5×55.7	河内国茨田郡藤田村→記載なし
644	元禄10年力	図の類似	618の下図	[藤田村幕領及び東・北・金田村入組絵図]	62.5×68.8	記載なし→記載なし
618	元禄10年力	図の類似	617の下図	[藤田村幕領及び東・北・金田村入組絵図]	85.0×81.4	記載なし→記載なし
617	元禄10(1697)年7月24日	図に記入	控図	[藤田村幕領及び東・北・金田村入組絵図]	53.0×68.3	記載なし→惣庄左衛門・池田彦右衛門
619	元禄期力	図の類似	634の基図	茨田郡ノケ所十七ヶ所惣高四万七千石余村々絵図(「庄」範囲図)	109.1×106.5	記載なし→記載なし
634	元禄10年力	図の類似	控図力	[藤田・北・東・権・金田五村榎組絵図]	54.3×84.4	記載なし→今村九右衛門
620	元禄期力	彩色の類似	下図	[藤田村居住者絵図]	20.7×33.7	記載なし
626	宝暦6年力	図の類似	625の下図	[藤田村明細絵図]	45.8×57.8	河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・六兵衛
625	宝暦6年力	図の類似	616の下図	[藤田村明細絵図]	42.5×54.7	記載なし
616	宝暦6年10月	図に記入	控図	[藤田村明細絵図]	40.8×55.7	河内国茨田郡藤田村(庄屋又右衛門・六兵衛)→角倉與一
612	明和8(1771)年3月	図に記入	控図力	[藤田村明細絵図]	57.7×57.7	河州茨田郡藤田村庄屋宇平・年寄次郎兵衛→記載なし
628	明和9年以前力	村役人名	643の下図	[藤田村榎改絵図]	33.7×48.3	記載なし
643	明和9年以前力	村役人名	623の下図	[藤田村榎改絵図]	42.8×50.8	河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・年寄市兵衛→記載なし
623	明和9年以前力	村役人名	控図力・榎改の帳簿あり	[藤田村榎改絵図]	30.2×43.0	記載なし
633	明和9年以前力	村役人名	下図	[藤田村居住者絵図]	29.0×46.1	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛・百姓代平兵衛→記載なし
614	明和9(1772)年2月	図に記入	控図力	[藤田村永荒地絵図]	29.2×42.5	庄屋市兵衛・年寄惣兵衛・惣百姓市郎右衛門→記載なし

(一) 藤田村の図鑑を再刊

文書番号	作成年代	年代推定の根拠	作成過程	表題に( )：補足、[ ]：新たな表題	寸法(cm)	作成者→宛名
630	明和9年頃力	村役人名	下図	[藤田村他領地絵図]	35.0×48.4	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛・百姓代市郎右衛門→記載なし
608	天明元(1781)年8月	図に記入	控図力・[504]帳簿対応	河州茨田郡藤田村絵図併井路改	40.6×56.5	河州茨田郡藤田村御料庄屋市兵衛・年寄惣兵衛、私領庄屋次郎兵衛・年寄武兵衛→記載なし
632	天明元年以降力	村役人の名前	631の下図	[藤田村出作地取下地絵図]	28.0×40.3	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門・百姓代清兵衛→記載なし
631	天明元年以降力	村役人の名前	636の下図	[藤田村出作地取下地絵図]	28.0×43.5	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門・百姓代清兵衛→記載なし
636	天明元年以降力	村役人の名前	控図力	[藤田村出作地取下地絵図]	28.0×40.3	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門・百姓代清兵衛→記載なし
613	文化4(1807)年10月	図に記入	613の下図(下絵)	[関東より永引吟味二付差出絵図]	30.5×39.2	御料庄屋与兵衛・年寄善兵衛・百姓代徳兵衛→記載なし
629	文化4年力	図の類似	629の下図	[関東より永引吟味二付差出絵図]	27.9×40.8	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄惣兵衛・百姓代徳兵衛→記載なし
638	文化4年力	図の類似	控図力	[関東より永引吟味二付差出絵図]	27.9×40.4	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄善兵衛・百姓代徳兵衛→記載なし
615	文化5(1808)年	図に記入	控図力・[505]帳簿対応	井路道龜絵図(井路・杭改)	41.0×40.2	御料庄屋与兵衛・年寄彦兵衛、私領庄屋代利兵衛・年寄代勤兵衛→記載なし
611	文化10(1813)年	図に記入	控図力	[藤田村大藏廻寸法記入絵図]	28.0×40.5	庄屋与兵衛・年寄善兵衛・百姓代徳兵衛→記載なし
637	天保8年力	図の類似	622の下図	[藤田村幕府巡見使対応絵図]	27.4×40.7	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄惣兵衛・百姓代徳兵衛→記載なし
622	天保8年力	図の類似	610の下図	[藤田村幕府巡見使対応絵図]	27.8×40.8	庄屋與兵衛・年寄惣兵衛・百姓代徳兵衛→記載なし
610	天保8(1857)年	図に記入	控図力	[藤田村絵図・御勘定様御巡見二付指上候写][幕府巡見使対応絵図]	27.6×40.3	記載なし→記載なし

文書番号	作成年代	年代推定の根拠	作成過程	表題に( ):補足、[ ]:新たな表題	寸法(cm)	作成者→宛名
609	文久元(1861)年8月	図の類似	645の下図	[藤田村永井領田畑屋敷地面積絵図]	40.3×57.8	河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛・百姓代嘉兵衛→永井金三郎
645	文久元年力	図の類似	下図	[藤田村永井領田畑屋敷地面積絵図]	39.8×57.3	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛・百姓代嘉兵衛→記載なし
635	文久元年力	図の類似	642の下図	[藤田村幕府領田畑屋敷地面積絵図]	38.9×54.0	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛・百姓代嘉兵衛→記載なし
642	文久元年力	図の類似	下図	[藤田村幕府領田畑屋敷地面積絵図]	41.4×55.7	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛・百姓代嘉兵衛→記載なし
606	明治元(1868)年9月	図の類似	605の下図	[永井領地絵図]	28.0×39.9	永井左衛門領地河州茨田郡藤田村庄屋儀兵衛・百姓代嘉兵衛・同非番市左衛門→大坂府南司農局御役所
605	明治元(1868)年5月	図の類似	控図	[永井領地絵図]	28.0×39.9	永井左衛門領地河州茨田郡藤田村庄屋儀兵衛・百姓代嘉兵衛・同非番市左衛門→記載なし
604	明治3(1871)年10月	図の類似	書写図	[永井領地絵図]	40.1×40.1	河州茨田郡藤田村庄屋儀兵衛・百姓代市左衛門・百姓代非番嘉兵衛→堺縣御役所
627	記載なし	不明	下図	[藤田村屋敷地絵図](名前入り)	34.2×47.8	記載なし→記載なし
639	記載なし	不明	下図	[藤田村田畑屋敷地絵図](名前入り)	55.2×71.3	記載なし→記載なし
640	記載なし	不明	下図	[藤田村田畑屋敷地面積絵図]	54.4×81.9	記載なし→記載なし
641	記載なし	不明	下図	[藤田村絵図]	39.5×55.4	記載なし→記載なし
621	記載なし	不明	控図カ	[藤田村入組地絵図]	29.9×42.5	記載なし→記載なし

(一) 藤田氏の図鑑史料抄近

「付記」本研究は、二〇〇六～二〇〇八年度・科学研究補助金・基盤研究A「地図史料学の構築——前近代地図データ集積・公開のために」（代表・杉本史子、課題番号18202015）および二〇〇九～二〇一一年度・科学研究補助金・基盤研究A「地図史料学構築」の新展開―科学的調査・復原研究・データベース（代表・杉本史子、課題番号21242018）の成果の一部である。

## 注

- (1) 磯永「地域史のなかの絵図―自治体史の絵図・地図」『歴史学研究』八四一、二〇〇八年を参照のこと。
- (2) 近世村絵図の歴史地理学的な研究としては、木村東一郎『近世村絵図研究』小宮書店、一九六一年をはじめとする木村の一連の研究があるが、村絵図の圧倒的な量からして不十分といわざるを得ない。
- (3) 五十嵐勉「近世村絵図にみる空間表現の歴史的变化―播磨国赤穂郡『真広村絵図』の通時的分析」『歴史地理学紀要』二七、一九八五年、同「村絵図にみる近世村落の生活世界―播磨国赤穂郡『上村絵図』をコンテキストとして」（『絵図のコスモロジー』下巻、地人書房、一九八九年所収）があり新たな試みを行っているが、村絵図そのものを対象とした歴史地理学的研究は少ない。
- (4) 「特集 世界のなかの近世絵図Ⅰ」『歴史学研究』八四一、二〇〇八年と「特集 世界のなかの近世絵図Ⅱ」『歴史学研究』八四二、二〇〇八年にその成果が掲載されている。
- (5) 以下の記述では『角川日本地名大辞典 27大阪府』角川書店、一九八三年、『日本歴史地名体系23大阪府の地名』平凡社、一九八六年なども参照した。
- (6) 永井の事跡は、『寛政重修諸家譜 第一〇巻』群書類従刊行会、一九八〇年によった。
- (7) 和泉清司『近世前期郷村高と領主の基礎的研究』岩田書院、二〇〇

- 八年の付録「近世前期 郷村高・領主名データベース」によった。
- (8) 守口市市史編纂委員会編『守口市史 本文編第三巻』守口市、一九六二年などに記述がみられる。
- (9) 関西大学図書館編『和泉国大鳥郡豊田村小谷家文書目録』関西大学図書館、一九八一年に関連の文書がみられる。
- (10) 前掲(6)『寛政重修諸家譜』によった。
- (11) 国絵図研究会編『国絵図の世界』柏書房、二〇〇五年